

公立学校共済組合和歌山支部特定個人情報等取扱細則

平成 28 年 3 月 1 日制定

改正 平成 30 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日 同 4 年 1 月 1 日 同 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立学校共済組合特定個人情報等取扱規程（平成27年12月9日制定。以下「規程」という。）第30条の規定に基づき、公立学校共済組合和歌山支部（以下「和歌山支部」という。）における特定個人情報等の取扱いについて必要な事項を定める。

(利用目的の特定)

第 2 条 規程第 4 条第 1 項に規定する利用目的について、和歌山支部における個人番号利用事務の範囲は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 9 条第 1 項に定める別表第 1 の規定に基づき、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「法」という。）による短期給付の支給に関する事務であって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 1 の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第 5 号。以下この項において「主務省令」という。）で定めるもの
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (3) 法による年金である給付の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (4) 法による福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (5) その他番号法別表第 1 に規定する事務であって主務省令で定めるもの

2 規程第 4 条第 1 項に規定する利用目的について、和歌山支部における個人番号関係事務の範囲は、番号法第 9 条第 3 項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 所得税源泉徴収関係事務
- (2) 住民税関係事務
- (3) 健康保険関係事務
- (4) 厚生年金保険関係事務

- (5) 国民年金関係事務
- (6) 雇用保険関係事務
- (7) 前項各号に関する個人番号関係事務
- (8) その他番号法別表第1に規定する事務に関する個人番号関係事務
(個人番号を取り扱う事務の範囲等)

第3条 規程第14条第2項の規定により、和歌山支部における個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲及び事務取扱担当者は、次の表のとおりとする。

個人番号を取り扱う事務の範囲	特定個人情報等の範囲	事務取扱担当者
前条第1項第1号に掲げるもの	左記の事務に関する 個人番号、氏名、生年月日 その他必要事項	給付班の職員等
前条第1項第2号及び第3号に掲げるもの（付随する個人番号関係事務を含む）		給付班の職員等
報酬、料金等の支払調書に関する事務であって前条第2項第1号に掲げるもの		経理班の職員等
和歌山支部の職員等の税及び社会保障に関する事務であって前条第2項各号に掲げるもの		経理班の職員等

(取扱状況の記録)

第4条 事務取扱担当者は、規程第19条に規定する特定個人情報ファイルの取扱状況の確認のため「特定個人情報ファイル管理簿」(別紙様式第1号)に記録するものとする。

(運用状況の記録)

第5条 事務取扱担当者は、規程第20条に規定する運用状況の確認のため、システムログ又は「特定個人情報等の運用状況記録簿」(別紙様式第2号)に記録するものとする。

(特定個人情報等保護管理者及び特定個人情報等保護管理補助者とその職務)

第6条 規程第15条に規定する特定個人情報等保護管理者(以下「情報管理者」という。)及び特定個人情報等保護管理補助者(以下「情報管理補助者」という。)を次のとおり置く。

- (1) 情報管理者 事務局長
- (2) 情報管理補助者 次長、主幹又は経理班長

2 情報管理者の職務は、次のとおりとする。

和歌山支部の保有する特定個人情報について、適正な管理及び運用等に関する事項を理解し、及び遵守するとともに、職員等にこれを理解させ、その他特定個人情報を保護するために必要な措置を講ずる責任を負うものとする。

3 情報管理補助者の職務は、次のとおりとする。

和歌山支部が取り扱う特定個人情報の保護に関して、適正な管理及び運用等に関する事項を理解し、及び遵守するとともに、職員等にこれを理解させ、及び遵守させるための研修、内部規程の整備、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置その他特定個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域)

第7条 規程第25条に規定する和歌山支部における「管理区域」及び「取扱区域」は、次の表のとおりとする。

管理区域	県教育庁総務課福利厚生室執務室
取扱区域	和歌山支部執務室

附 則

この細則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

